

## 幼児教育・保育の無償化における認可外保育施設の取扱い（案）に関する市民意見の募集の結果について

幼児教育・保育の無償化における認可外保育施設の取扱い（案）に関する市民意見募集について、結果をとりまとめましたので御報告いたします。

### 1 募集期間

令和元年9月17日（火）～令和元年10月23日（水）

### 2 募集結果

	項目	件数	(内訳)		
			賛成	反対	その他
条例案に関する御意見	① 無償化の対象となる認可外保育施設の基準に関する事	64	47	12	5
	② 基準の適用時期に関する事	73	57	14	2
	③ 22時以降に保育を実施する認可外保育施設の取扱いに関する事	55	32	13	10
	④ その他	31	—		
小計		223	—		
条例案以外に関する御意見	幼児教育・保育無償化の対象範囲について	381	—		
合計		604	—		

### 3 主な意見の内容と本市の考え方

#### (1) 条例案に関する御意見

##### ① 無償化の対象となる認可外保育施設の基準に関する御意見 64件

(内訳： 賛成47 反対12 その他5)

市民の皆様の御意見	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・認可外施設であったとしても、無償化するのであれば、きちんと基準は満たして欲しい。</li> <li>・こどものために十分な基準なのかは</li> </ul>	<p>今般の幼児教育・保育の無償化において、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用については、無償化の対象とするとともに、保育の必要性のある子</p>

<p>判断しかねるが，設定できる最大限の基準を設けることとしたのは評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公金が投入されるので，国が定める基準は満たすようにしてもらいたい。</li> <li>・基準を満たしていなくても立派な保育をしてくれる施設もあります。基準が大切なのは分かりますが，保育内容も評価されるとよりよいと思います。</li> <li>・基準を満たしていないことを分かった上で，自分で選んだ施設を利用する場合は無償化にしてほしい。</li> <li>・無償化は認可保育園のみにするべき。市は不足の認可保育園を作る義務がある。</li> </ul>	<p>どもについては，認可外保育施設等の利用についても無償化の対象とされているものです。</p> <p>無償化の対象となる認可外保育施設の基準は，国において，適正な保育内容や保育環境を確保することを目的として定められております。</p> <p>本市としても，保育の質の確保の観点から，どの基準についても遵守する必要があると考えており，これまでからも立入調査等を通じて，認可外保育施設に対するきめ細やかな指導等を行っております。今後も様々な機会を通じて，更なる質の向上に向けた取組を進めてまいります。</p>
--	---

② 基準の適用時期に関する御意見 73件

(内訳： 賛成57 反対14 その他2)

市民の皆様の御意見	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準を満たさない認可外保育園での事故を防ぐ観点からも，国が定める経過措置期間より短い期間に設定することは賛成です。</li> <li>・無償化に伴い新たに示された基準であれば一定の準備期間は必要だと思うが，従来から示されてきた指導監督基準とほぼ同じ基準なのだから，守っていて当然だと思う。1年半で妥当。</li> <li>・1年半ではなく，現在在籍している子供が卒園するまでの経過措置としてほしい。</li> <li>・経過措置が5年間適用される市町村があることを考えると不公平な気もする。</li> <li>・国が示している基準が単に安心安全だけに焦点が当たっているわけではないことを勘案すべき。経過措置期間の</li> </ul>	<p>本市としては，子どもの安心安全の確保の観点からも，認可外保育施設指導監督基準と同様の国が定める基準に適合している必要があると考えておりますが，適合するために必要となる認可外保育施設の準備期間や保護者への周知等が必要であることを考慮し，国よりも短い経過措置期間を設定しております。</p> <p>なお，経過措置期間中であっても，認可外保育施設の設置者に対して，基準を満たすための努力義務を課すとともに，基準に適合していない施設については，個別の相談等も含め，丁寧な助言・指導を行うことにより，早期に基準を満たせるよう改善を図ってまいります。</p> <p>また，認可外保育施設の基準適合状</p>

設定は短すぎるということはなく、個別に検討すべき問題。	況等の情報を公表すること等により、保護者が安心して施設を利用できるよう支援してまいります。
-----------------------------	---

③ 午後10時以降に保育を実施する認可外保育施設の取扱いに関する御意見 55件  
(内訳： 賛成32 反対13 その他10)

市民の皆様の御意見	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・そのような状況で就労しなければならない保護者の保育は守られるべきで、保育の質も高めるような配慮もお願いしたい。</li> <li>・その時間も働かないといけない親もいることを考えると緩和し、増やすべき。</li> <li>・考え方はわかりますが、避難関係の設備が基準を満たしていなくてもいいとされることが少し心配です。</li> <li>・夜間保育施設であっても、他と同様に基準を満たすべきであるし、特別な配慮は不要だと思う。</li> <li>・基準を適用するかは別として、子供の安全は確保してほしい。</li> </ul>	<p>家庭や就労状況等により、午後10時以降に保育を必要な保護者がいる状況を踏まえ、認可施設だけでは対応できない午後10以降に保育を実施する認可外保育施設には、要件をいずれも満たす場合、国が定める基準のうち、移転や改修を要する構造等に関する基準については、国と同様に、令和6年9月末まで適用しないこととします。</p> <p>ただし、構造等に関する基準以外（人員配置や資格要件等）については他の認可外保育施設と同様、令和3年3月末までに満たす必要がありますので、適切な保育内容や保育環境を確保できるよう助言・指導を行ってまいります。</p> <p>また、経過措置期間中であっても、認可外保育施設の設置者に対して、基準を満たすための努力義務を本条例で課すこととしております。</p>

④ その他の御意見 31件

市民の皆様の御意見	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・無認可にだけ上限があるのはおかしい。「無償化」ではありませんよね？</li> <li>・どの施設が必要な基準を満たしているのか、利用者に分かるよう情報提供をお願いします。</li> </ul>	<p>認可外保育施設については、自由に保育料を設定することができ、保育所等の利用者との公平性の観点から、国において、認可保育所における月額保育料の全国平均額から上限額が設定さ</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供は大切であり，その環境を整えることは重要で，無料化もその一つであると思う。ただ，なんでもかんでも無料にすることで，保育全体のレベルが下がり，不良な業者の儲けにもつながる。</li> <li>・子ども達のため，全ての施設が国基準以上となり，認可施設となることが望ましい。</li> </ul>	<p>れているものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が適切に利用施設を選択できるようにするため，各認可外保育施設における基準の適合状況をホームページ等で公表します。</li> </ul> <p>また，保育を必要とする方が広く無償化の対象施設を利用できるよう，認可外保育施設への助言・指導等，取り組んでまいります。</p>
---	--

(2) 条例案以外に関する御意見

幼児教育・保育無償化の対象範囲に関する御意見 381件

市民の皆様の御意見	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての外国人幼稚園を無償化の対象としてください。現在の国の方針ではほんの数パーセントに満たない外国人幼稚園を基準に適しているか確認できないという理由で対象外にしています。子どもたちに平等な福祉を提供するために，国や自治体が外国人幼稚園を意図的に外すといった差別的政策をおこなわないことを，一市民として強く願います。</li> <li>・認可外保育施設に通う子供達の安心安全も守ってください。</li> </ul> <p>また，各種学校（外国人幼稚園）に通う子供たちも京都の未来を作る大切な人材です。幼保無償化の財源である消費税は外国人を含むすべての国民，市民にかかれています。全ての幼保に制度を公平に適応し，子どもたちの安全安心を守ってください。よろしく申し上げます。</p>	<p>子ども・子育て支援法において，幼児教育・保育の無償化の対象となる施設が定められており，学校教育法第134条に規定する各種学校については，無償化の対象となる施設として定められておりません。</p> <p>無償化については，全国共通の制度として国会で審議されてきたものであり，一地方自治体ではなく，国において検討すべき問題であると考えております。</p>